

## 環境アセスメントに係るお知らせ

令和8年4月28日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、(仮称)東扇島物流施設計画に係る事後調査報告書(供用時)の写し(以下「事後調査報告書」)の縦覧を次のとおり行います。

※「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	タント特定目的会社 取締役 増淵 俊介 東京都中央区日本橋一丁目4番1号
	名称	(仮称)東扇島物流施設計画
	種類	大規模建築物の新設(第2種行為) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第2種行為) 埋立て(第3種)
	実施区域	川崎市川崎区東扇島21番地
	目的	物流施設の建設
	内容	区域面積:約77,720㎡ 延べ面積:約352,130㎡
	事後調査の項目等	緑、地域交通
縦覧のお知らせ	環境影響評価 の 手 続 経 過	平成29年4月5日:指定開発行為実施届出 平成29年4月12日:条例環境影響評価準備書公告 平成29年8月17日:条例見解書公告 平成29年11月9日:条例環境影響評価審査書公告 平成30年6月18日:条例環境影響評価書公告 令和5年5月11日:事後調査報告書(工事中その1)公告
	縦覧期間	令和8年4月28日(火)から令和8年5月27日(水)まで
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所2階、大師支所仮庁舎2階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ただし、川崎区役所においては、第2・4土曜日の午前8時30分から午後0時30分までは行います。 ■環境局環境評価課(市役所本庁舎20階窓口⑥) 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で縦覧開始日(4月28日)は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、縦覧期間中に、市長に対し、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから事後調査報告書の閲覧、意見書の提出ができます。  <input type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/>  <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
意見書提出先・ 問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2156 ファクス:044-200-3921 Eメール:30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話・ファクス・Eメールでは受け付けていませんので御注意ください。	